

Ⅲ 地域保健班

1 母子保健事業

- (1) 母子保健事業体系
- (2) 医療費給付申請・相談
- (3) 長期療養児療育指導事業
- (4) 関係機関との連携
- (5) 先天性代謝異常児のフォローアップ

2 難病対策

- (1) 難病対策の概要
- (2) 特定医療費（指定難病）受給者状況
- (3) 難病医療講演会及び相談会の実施状況
- (4) 患者家族交流会及び自主活動支援
- (5) 訪問相談事業
- (6) 訪問診療事業
- (7) 在宅難病療養者支援関係者研修会及び事例検討会
- (8) 在宅難病療養者支援関係者連絡会議等
- (9) 特定疾患治療研究事業
- (10) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

3 原爆被爆者対策事業

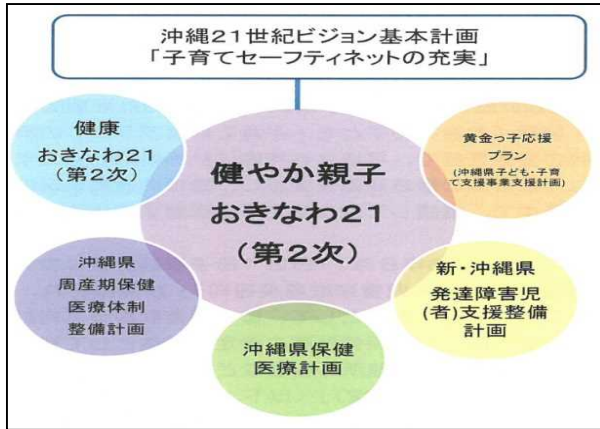
- (1) 事業内容
- (2) 被爆者健康診断の状況

4 特定町村支援

- (1) 事業の背景
- (2) 保健所の支援体制
- (3) 「沖縄県保健師等人材確保支援計画」第10次の概要
- (4) 令和3年度特定町村支援実施状況

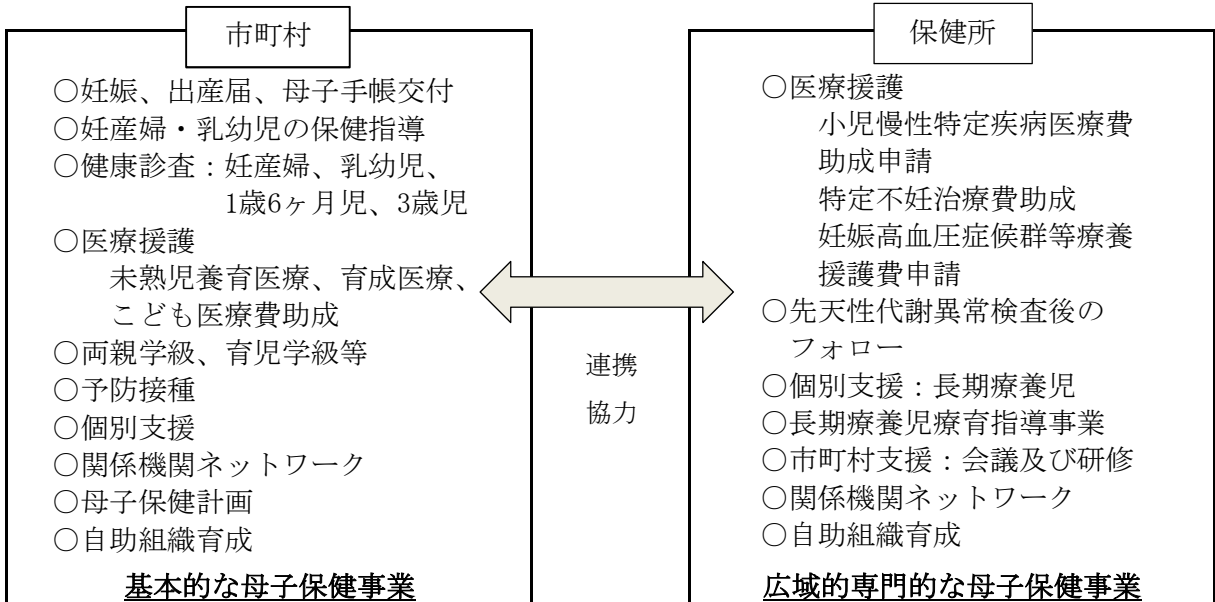
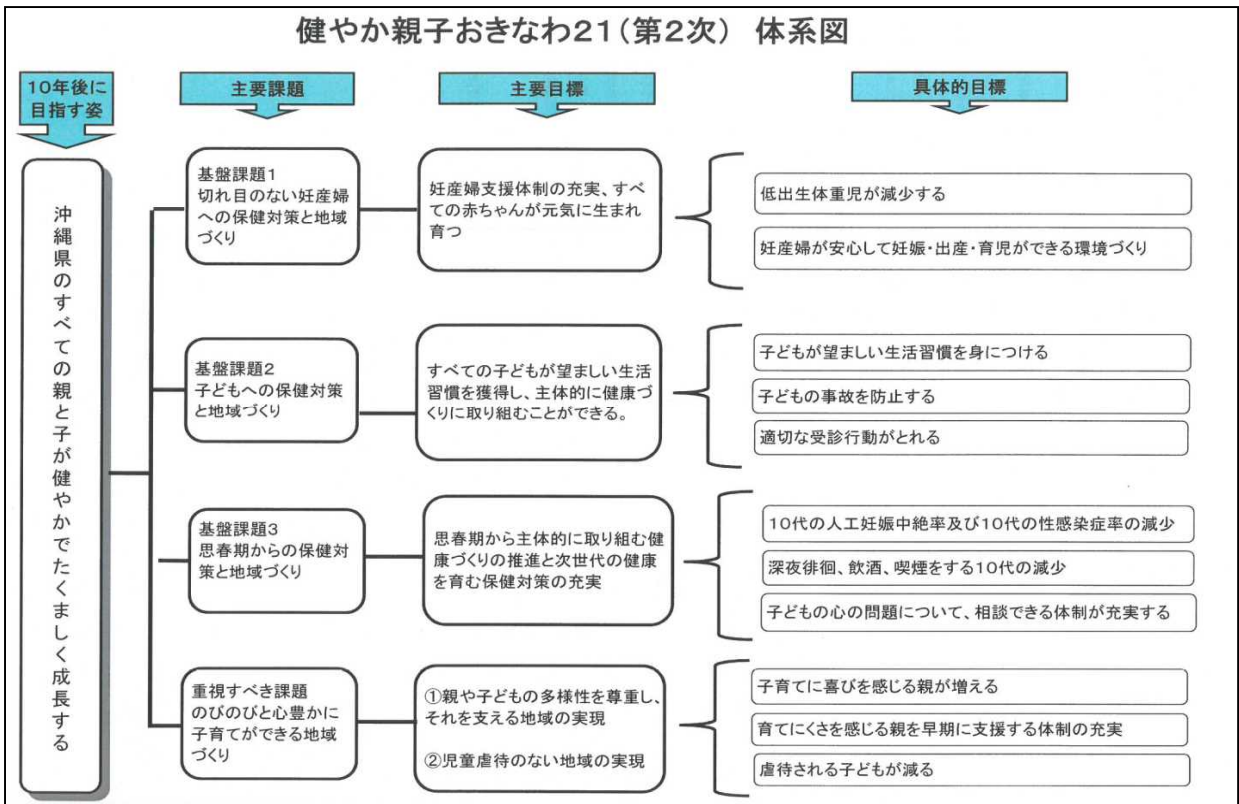
1 母子保健事業

(1) 母子保健事業体系



沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ2010」は平成13年度に策定され、以降計画期間の延長や名称の変更を経て平成26年度に計画終期を迎えた。前計画の最終評価では、継続して取り組むべき課題や、新たな課題が表出され、平成27年度からの10年間を計画期間とした「健やか親子沖縄21（第2次）」が策定された。

沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長することを目指し、保健所は管内市町村と協力・連携して活動している。



(2) 医療給付申請・相談

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

根拠：児童福祉法第19条の2、沖縄県小児慢性医療費支給認定実施要綱

目的：小慢児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。

対象者：小児慢性特定疾病に罹患し、当該疾病の状態においても児童福祉法の規定に基づき定める程度である18歳未満の児童等（継続が認められる場合は最大で20歳到達まで）

対象疾病：令和3年11月に新たに26疾病が加わり、令和4年3月末時点で16疾患群788疾病が対象となっている。

表1 疾患区分別経年的受給状況

疾患分類 年度	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】	【11】	【12】	【13】	【14】	【15】	【16】	計
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	症候群 染色体又は 遺伝子に変化を伴う	皮膚疾患群	骨系統疾患	脈管系統疾患	
平成29年度	79	67	78	160	334	17	37	25	15	8	66	27	12	1			926
平成30年度 (※)	68	67	82	184	329	18	40	27	16	9	70	29	16	2	17	1	975
令和元年度	64	69	76	195	328	19	39	26	13	6	81	34	17	3	14	1	985
令和2年度	80	78	86	223	403	24	45	26	14	6	95	38	18	4	15	1	1156
令和3年度	80	68	66	183	380	26	42	23	12	8	100	37	22	4	22	1	1074

※【15】【16】の2疾患群については平成30年4月1日から新たに追加された。

※令和2年度のデータより、沖縄県小児慢性特定疾病管理システムから自動抽出したデータで計上している。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間が自動で1年間延長される措置がなされたため、一時的に受給者が増えている。

表2 受給種別疾患区分状況（令和4年3月末時点）

種別 疾患分類	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】	【11】	【12】	【13】	【14】	【15】	【16】	計
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	症候群 染色体又は 遺伝子に変化を伴う	皮膚疾患群	骨系統疾患	脈管系統疾患	
重症患者認定基準該当件数 (高額治療継続及び人工呼吸器等 装着認定基準該当を除く)	5	-	9	14	3	-	-	1	-	1	30	3	7	-	1	-	74
人工呼吸器等装着基準該当件数	2	-	23	5	1	-	-	3	-	-	9	-	6	-	2	-	51

表3 疾患区分市町村別受給内訳 (令和4年3月末時点)

疾患分類 市町村	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】	【11】	【12】	【13】	【14】	【15】	【16】	計
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患群	骨系統疾患	脈管系統疾患	
浦添市	16	14	16	41	122	5	12	9	4	3	15	9	7	2	8	-	283
糸満市	8	11	6	24	35	6	3	3	4	-	15	3	4	-	3	-	125
豊見城市	14	15	16	31	40	5	8	4	1	-	21	10	1	1	4	-	171
南城市	9	6	6	19	45	-	2	1	1	-	7	7	2	-	-	-	105
西原町	11	8	4	19	43	1	3	3	1	2	7	3	4	-	3	-	112
与那原町	6	1	5	10	23	1	1	-	-	1	5	-	1	-	-	-	54
南風原町	4	6	8	20	25	5	9	2	1	1	17	1	2	-	1	1	103
八重瀬町	10	5	4	16	32	3	4	1	-	1	10	2	1	1	2	-	92
久米島町	2	1	-	1	7	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	14
渡嘉敷村	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
座間味村	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2
栗国村	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
渡名喜村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南大東村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2
北大東村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	1	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
計	80	68	66	183	380	26	42	23	12	8	100	37	22	4	22	1	1074

※令和2年度のデータより、沖縄県小児慢性特定疾病管理システムから自動抽出したデータで計上している。

イ 特定不妊治療費助成事業

根拠：母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

助成対象：沖縄県に住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦で、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者

助成内容：事業開始時は、1回の治療につき上限15万円であったが、（凍結胚移植および採卵したが卵が得られない等のため中止したものは1回上限7万5千円）

平成28年1月申請分からは以下の内容が追加された。

①初回申請、採卵を伴うものに限り上限額30万円

②男性不妊治療（別途上限）15万円

令和元年度（2019年度）からは、4月1日以降に治療が開始された男性不妊治療についても、初回申請に限り助成上限額30万円となった。

助成拡充：令和3年1月1日以降に終了した治療から助成内容が拡充された。

①所得要件（夫婦の合計所得が730万円未満）が撤廃となった。

②助成額が30万円（採卵を伴うもの）又は10万円（凍結胚移植および採卵したが卵が得られない等のため中止したもの）に統一された。

③子が出生するごとに申請回数リセットされることとなった。

④事実婚関係にある夫婦も対象となった。

助成回数：初回申請時の妻の治療開始年齢に応じて通算3回または6回まで

初回申請時における妻の治療開始時の年齢	助成回数
40歳未満	43歳になるまで通算6回まで
40～42歳	43歳になるまで通算3回まで
43歳以上	助成なし

申請期間：4月1日～翌年3月31日まで（治療が終了した年度内の申請）

表4 特定不妊治療費助成申請状況（件数）

市町村別	浦添市	糸満市	南城市	豊見城市	南風原町	八重瀬町	西原町	与那原町	久米島町	渡嘉敷村	粟国村	南大東村	渡名喜村	北大東村	座間味村	合計
平成29年度	121	72	33	77	64	29	38	37	3	—	1	—	2	1	—	478
平成30年度	130	84	45	77	54	37	36	34	—	2	3	—	2	2	—	506
令和元年度	104	70	39	100	66	24	27	29	3	—	—	—	—	1	—	463
令和2年度	135	61	40	97	72	54	40	48	9	3	3	2	—	—	—	564
令和3年度	230	99	69	115	113	51	67	41	10	5	—	—	1	—	4	805

表5 特定不妊治療費助成申請者（妻）の年齢別内訳（人数）

年齢	20～29歳	30～39歳	40～42歳	43歳	計
平成29年度	14	287	177	—	478
平成30年度	27	302	177	—	506
令和元年度	34	278	151	—	463
令和2年度	12	372	166	14	564
令和3年度	24	510	255	16	805

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置により、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の夫婦については、治療期間初日の妻の年齢が44歳に到達する前日（43歳）まで、時限的に助成対象となっている。

令和2年3月31日時点で妻の年齢39歳の夫婦については、初回助成時治療開始日の妻の年齢が40歳の場合においても、通算6回までの助成が受けられる。

どちらも、夫婦の合計所得が730万円の下の場合に限られる。

ウ 妊娠高血圧症候群等療養援護費事業

根拠：妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

概要：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるため入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する（平成9年度より県単独事業）。

表6 妊娠高血圧症候群等療養援護費給付状況

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数	1	—	—	2	—	—

エ 不育症検査費用助成事業

根拠：「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙母子保健医療対策総合支援事業の実施要綱の別添12

沖縄県不育症検査費用助成事業要綱

概要：2回以上の流産、死産の既往がある人を対象に、流産検体を用いた染色体検査を受けた申請者に対し、5万円以内の助成を行う。（助成回数の制限なし）

令和3年度の申請者は3名。

（3）長期療養児療育指導事業

目的：長期にわたり療育医療を必要とする児童に対して、適切な療育を確保するために、生活実態等を把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

ア 訪問指導

表7 家庭訪問状況

種別 年度	長期療養児		その他		合計	
	実	延	実	延	実	延
平成29年度	86	253	5	5	91	258
平成30年度	107	286	4	10	111	296
令和元年度	77	168	4	6	81	174
令和2年度	41	70	0	0	41	70
令和3年度	26	45	1	1	27	46

保健師が、育児や療育状況の確認や支援が必要な家庭を訪問する。

家庭訪問を通して、人工呼吸器管理や酸素療法を行っている医療依存度の高い児等に対して、疾患の受け止めや家族の育児負担状況を確認し、関係機関と連携しながら在宅での療養生活を支援している。

※平成25年度より、未熟児支援は市町村へ権限移譲された。また、令和2年、3年度と新型コロナウイルス感染症流行の影響により訪問件数は減少している。

イ 保護者学習会交流会

長期にわたり療育を必要とする児童および家族が療養生活における不安を軽減し、児の健やかな成長発達が促され、同じ疾患の児を持つ家族同士で療養に関する情報や悩みを共有できるよう、学習会や交流会を実施している。（※令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により実施なし）

ウ 療育相談事業

長期にわたり療育を必要としている児童について、日常生活における健康の保持増進と福祉の向上を図ることを目的に、より良い療育を確保するため、医師、保健師、理学療法士等、関係職種と調整の上、療養児の家庭を訪問し在宅での療育に必要な相談指導を行う。（※ H30年度以降、実施なし）

（4）関係機関との連携

目的：管内市町村における母子保健事業の現状や課題等について情報交換を行い、母子保健活動の円滑な推進を図る。

対象：管内市町村保健師・母子保健担当者・参加医療機関関係者等

ア 市町村母子保健に関する情報交換会

市町村	日付	場所	内容
八重瀬町	10月25日	八重瀬町保健センター	1. 母子健康包括支援センター設置状況について ①体制づくりについて（人員配置、予算確保、場所など） ②支援の必要のある対象の把握のきっかけ ③対象へどのように支援しているか、困っていること 2. コロナ禍における妊産婦・子育て支援の状況 ①相談件数や内容の変化 ②乳児健診等事業実施方法の変更や工夫 3. その他一保健所における支援対象者（情報提供）
糸満市	10月26日	糸満市役所	
西原町	11月2日	西原町役場	
久米島町	12月1日	久米島町役場	
南城市	12月24日	南城市役所	
与那原町	12月28日	与那原町役場	

※下記イ～エについて、令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により中止した。

イ 母子保健担当者会議

ウ 市町村・産科医療機関連携会議

エ 母子保健関係者研修会

オ 医療的ケアを要する在宅長期療養児支援機関連絡会

表8 開催状況

年度	開催日	内容	対象
H29	H30.2.16	<ul style="list-style-type: none"> ・報告:災害時の支援対策(保健所、南風原町の取組について) ・意見交換:在宅長期療養児の課題(レスパイト、主治医との連携等) 	訪問看護、相談支援専門員、医療機関
H30	※実施なし		ケースワーカー、小児科医師、特別支援教育コーディネーター、市町村福祉課・母子保健担当課など
R1	R1.12.13	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の在宅人工呼吸器装着児に関する保健・医療・福祉サービスの課題について ・保健所及び関係機関(医療機関、訪問看護ステーション等)による支援状況の共有 	南部医療センター子ども医療センター、沖縄南部療育医療センター
R2	①R2.6.17 ②R2.12.18 ③R3.3.16	<ul style="list-style-type: none"> ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、会議参加対象を縮小し、「退院支援検討部会」として開催 ・退院支援プログラムの共有、退院支援プログラム試行対象児への支援経過の報告 ・南部保健所管内における人工呼吸器装着児等への退院支援体制を確認 	南部医療センター子ども医療センター、沖縄南部療育医療センター
R3	R4.3.24	<ul style="list-style-type: none"> ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、会議開催は中止。 管内在宅長期療養児の退院支援の取組について、南部医療センターと意見交換会を実施。 ・退院支援プログラムに沿った支援について再度共有。 ・南部保健所管内における人工呼吸器装着児等への退院支援体制を確認 	南部医療センター子ども医療センター

(5) 先天性代謝異常児のフォローアップ

目的：新生児を対象に、マス・スクリーニング検査を行い、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療を促すことで障害の発現を予防する。

対象疾患：20疾患（内分泌疾患：2、代謝異常疾患：18）

※平成26年10月からタンデムマス検査導入により対象疾患が6疾患から拡大

※平成29年7月7日付け国通知により、CPT2欠損症を一次疾患に追加したため、検査対象疾患は合計20疾患となった。

※令和元年11月よりFT4検査が開始され、中枢性甲状腺機能低下症を発見できるようになった。

検査方法：生後5～7日目（日齢4～6日）の新生児のかかとかから、少量の血液を濾紙にしみこませ、専門の検査機関へ送付する。

保健所の役割：精査・治療状況の確認及び相談

ア 先天性代謝異常検査

表9 先天性代謝異常等検査状況

年度	陽性及び擬陽性数	要治療	疾患名					
			クレチン症	フェニルケトン尿症	ガラクトース血症	副腎過形成症	先天性甲状腺機能低下症	その他
平成29年度	3	1	1	—	—	—	—	—
平成30年度	7	3	2	—	—	—	—	1
令和元年度	23	4	4	—	—	—	—	—
令和2年度	42	8	—	—	1	—	6	1
令和3年度	39	5	3	1	1	—	—	—

※平成25年度から浦添市、離島町村が加わる。

※平成26年10月1日からタンデムマス検査が本格導入された。

※平成29年7月7日からCPT2欠損症が一時疾患に追加され、検査対象疾患は合計20疾患となった。

※令和元年11月1日より甲状腺ホルモン（FT4）の検査が本格導入され、中枢性甲状腺機能低下症も発見可能となった。

2 難病対策

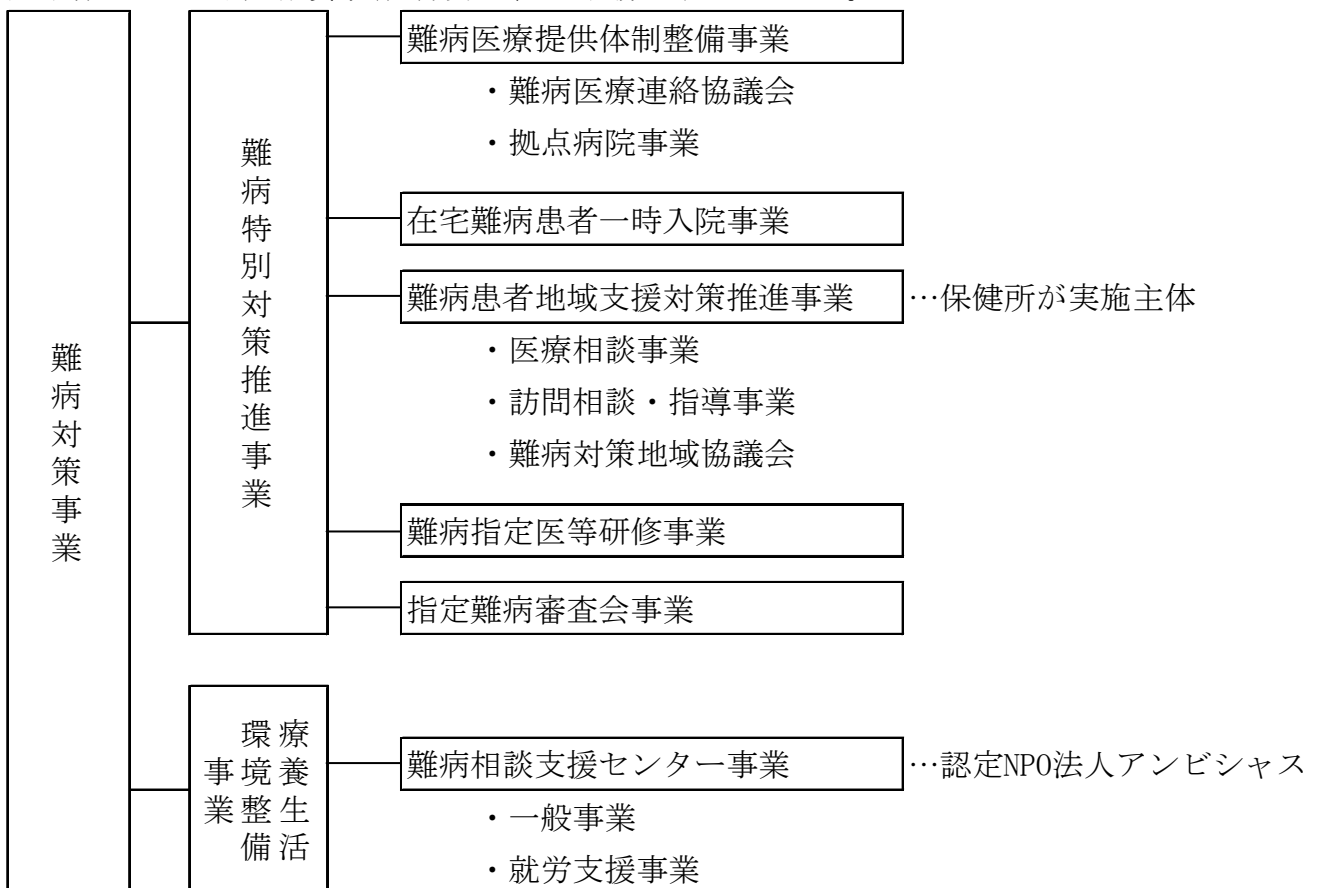
(1) 難病対策の概要

難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（以下難病法）より）とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

わが国の難病対策は昭和47年に策定された「難病対策要綱」に基づいて実施されてきたが、難病対策をさらに充実させ、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の維持向上を図ること目的として、平成27年1月から難病法が施行された。

難病対策のひとつである医療費助成制度は、旧制度の特定疾患治療研究事業（以下旧事業）で対象疾病となっていた56疾病に対し、医療費助成の対象となる指定難病は平成27年1月難病法施行に伴い110疾病となり、同年27年7月には第2次実施分の疾病が加わり306疾病へ拡大し、平成29年4月には24疾病の追加があり、330疾病となった。さらに、平成30年4月に1疾病、令和元年7月に2疾病、令和3年11月に5疾病の追加があり338疾病となった。

保健所では指定難病の医療費助成制度の経由事務及び難病対策事業等を実施している。また、難病法施行前の特定疾患治療研究事業の対象のうち、指定難病以外の疾病を引き続き医療費助成としている同事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく医療費助成制度の経由事務を行っている。



(2) 特定医療費（指定難病）受給者状況

ア 受給者証交付数

管内の受給者証交付件数は、近年は横ばいで推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方について、有効期間が自動で1年間延長となったことから、令和元年度から令和2年度にかけて、受給者数が増加している。

表1 受給者証交付状況（令和3年度）

疾病告示番号	疾病名	南部保健所管内			沖縄県全体 (令和3年)
		令和元年	令和2年	令和3年	
1	球脊髄性筋萎縮症	0	0	0	7
2	筋萎縮性側索硬化症	22	26	27	97
3	脊髄性筋萎縮症	8	9	9	54
4	原発性側索硬化症	1	1	1	1
5	進行性核上性麻痺	55	65	53	209
6	パーキンソン病	390	424	435	1,443
7	大脳皮質基底核変性症	23	26	20	65
8	ハンチントン病	1	1	2	16
10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	3	3	13
11	重症筋無力症	91	97	101	340
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	34	39	47	143
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	16	18	17	57
15	封入体筋炎	0	0	1	4
16	クロウ・深瀬症候群	0	0	0	2
17	多系統萎縮症	27	30	25	97
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	56	58	54	146
19	ライソゾーム病	14	13	16	29
20	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	6
21	ミトコンドリア病	7	10	8	24
22	もやもや病	33	38	33	103
23	プリオン病	1	0	0	8
24	亜急性硬化性全脳炎	2	2	2	12
26	HTLV-1関連脊髄症	24	1	23	69
27	特発性基底核石灰化症	0	26	0	1
28	全身性アミロイドーシス	7	7	8	24
29	ウルリッヒ病	0	0	1	2
30	遠位型ミオパチー	2	2	0	2
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	0	0	1

疾病 告示 番号	疾病名	南部保健所 管内			沖縄県 全体 (令和3年)
		令和元年	令和2年	令和3年	
34	神経線維腫症	8	9	10	31
35	天疱瘡	11	12	14	39
36	表皮水疱症	0	0	0	2
37	膿疱性乾癬(汎発型)	5	6	6	24
40	高安動脈炎	14	18	18	61
41	巨細胞性動脈炎	4	7	10	26
42	結節性多発動脈炎	4	4	3	20
43	顕微鏡的多発血管炎	32	38	33	103
44	多発血管炎性肉芽腫症	7	8	4	26
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	16	25	26	70
46	悪性関節リウマチ	5	5	5	61
47	バージャー病	2	2	0	9
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	6	7	4	15
49	全身性エリテマトーデス	347	362	369	1,229
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	82	86	84	306
51	全身性強皮症	60	67	65	223
52	混合性結合組織病	34	34	32	123
53	シェーグレン症候群	71	88	87	305
54	成人スチル病	14	17	13	47
55	再発性多発軟骨炎	4	3	3	14
56	ベーチェット病	27	29	27	93
57	特発性拡張型心筋症	72	77	71	216
58	肥大型心筋症	6	6	8	22
59	拘束型心筋症	0	0	0	1
60	再生不良性貧血	23	28	30	89
61	自己免疫性溶血性貧血	4	4	4	7
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	4	4	12
63	特発性血小板減少性紫斑病	49	58	51	149
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	1	5
65	原発性免疫不全症候群	14	13	12	34
66	IgA 腎症	60	78	75	238
67	多発性嚢胞腎	35	38	34	100
68	黄色靭帯骨化症	27	35	34	128
69	後縦靭帯骨化症	97	111	110	439
70	広範脊柱管狭窄症	19	19	16	51
71	特発性大腿骨頭壊死症	47	62	58	216
72	下垂体性ADH分泌異常症	16	18	22	40
74	下垂体性PRL分泌亢進症	5	7	4	16

疾病 告示 番号	疾病名	南部保健所 管内			沖縄県 全体 (令和3年)
		令和元年	令和2年	令和3年	
75	クッシング病	0	1	2	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	10	9	7	30
78	下垂体前葉機能低下症	70	76	84	199
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	0	1	5
80	甲状腺ホルモン不応症	0	0	1	1
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	3	3	7
83	アジソン病	3	5	5	9
84	サルコイドーシス	41	47	50	149
85	特発性間質性肺炎	22	35	30	143
86	肺動脈性肺高血圧症	22	25	21	66
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	8	8	6	30
89	リンパ脈管筋腫症	1	1	2	8
90	網膜色素変性症	162	165	156	436
91	バッド・キアリ症候群	2	2	2	6
92	特発性門脈圧亢進症	0	0	1	6
93	原発性胆汁性胆管炎	122	131	122	376
94	原発性硬化性胆管炎	4	3	2	8
95	自己免疫性肝炎	12	22	16	69
96	クローン病	144	158	150	523
97	潰瘍性大腸炎	293	345	322	1,076
98	好酸球性消化管疾患	4	5	4	13
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	0	0	0	1
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0	0	0	1
106	クリオピリン関連周期熱症候群	1	1	1	1
107	若年性特発性関節炎	2	2	4	14
110	ブラウ症候群	0	0	0	1
111	先天性ミオパチー	1	2	1	3
113	筋ジストロフィー	38	39	40	114
115	遺伝性周期性四肢麻痺	2	2	3	6
116	アトピー性脊髄炎	0	0	0	1
117	脊髄空洞症	3	4	4	7
118	脊髄髄膜瘤	0	1	1	5
119	アイザックス症候群	0	0	0	1
120	遺伝性ジストニア	1	1	1	4
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	3	4	4	12
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	1	1	0	0
127	前頭側頭葉変性症	4	4	3	18
128	ビッカーstaff脳幹脳炎	0	0	0	2

疾病 告示 番号	疾病名	南部保健所 管内			沖縄県 全体 (令和3年)
		令和元年	令和2年	令和3年	
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	1	1	1	1
131	アレキサンダー病	1	2	2	2
132	先天性核上性球麻痺	1	1	1	1
133	メビウス症候群	1	1	1	1
135	アイカルディ症候群	0	0	0	1
140	ドラベ症候群	1	1	1	2
144	レノックス・ガストー症候群	2	2	1	3
145	ウエスト症候群	1	1	1	2
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	0	1
151	ラスマッセン脳炎	0	0	0	1
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	0	0	1
156	レット症候群	0	0	0	2
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	0	0	2
158	結節性硬化症	2	2	3	15
159	色素性乾皮症	1	1	1	4
160	先天性魚鱗癬	0	0	0	1
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	0	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	9	12	14	49
163	特発性後天性全身性無汗症	2	3	2	13
164	眼皮膚白皮症	0	0	0	1
165	肥厚性皮膚骨膜炎	0	0	0	1
167	マルファン症候群	4	4	5	13
168	エーラス・ダンロス症候群	0	0	0	4
171	ウィルソン病	6	6	6	13
172	低ホスファターゼ症	1	1	1	2
179	ウィリアムズ症候群	1	1	1	3
188	多脾症候群	1	1	2	6
189	無脾症候群	2	2	2	6
193	ブラダー・ウィリ症候群	0	0	0	3
194	ソトス症候群	0	0	0	1
195	ヌーナン症候群	0	0	0	1
199	5p欠失症候群	0	0	1	1
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	0	1
201	アンジェルマン症候群	0	0	0	1

疾病 告示 番号	疾病名	南部保健所 管内			沖縄県 全体 (令和3年)
		令和元年	令和2年	令和3年	
203	22q11.2欠失症候群	0	1	0	3
207	総動脈幹遺残症	0	0	0	1
208	修正大血管転位症	1	1	1	5
209	完全大血管転位症	1	1	2	10
210	単心室症	2	2	4	13
212	三尖弁閉鎖症	1	1	1	3
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2	4	4	7
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	2	2	2	4
215	ファロー四徴症	9	8	8	29
216	両大血管右室起始症	0	0	2	5
217	エプスタイン病	0	1	1	3
218	アルポート症候群	1	1	0	1
220	急速進行性糸球体腎炎	0	0	0	3
221	抗糸球体基底膜腎炎	3	4	4	13
222	一次性ネフローゼ症候群	29	36	41	145
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0	0	7
224	紫斑病性腎炎	1	1	1	15
225	先天性腎性尿崩症	0	0	0	1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	9	9	8	17
227	オスラー病	2	2	1	4
228	閉塞性細気管支炎	1	1	1	1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	0	0	0	2
230	肺胞低換気症候群	1	2	2	3
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症	0	0	0	1
232	カーニー複合	0	0	0	1
235	副甲状腺機能低下症	3	3	2	7
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1	0	3
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0	0	0	5
240	フェニルケトン尿症	1	1	1	2
245	プロピオン酸血症	0	0	0	1
247	イソ吉草酸血症	0	0	1	1
254	ポルフィリン症	1	1	2	2
257	肝型糖原病	0	0	1	2
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	1
262	原発性高カイロミクロン血症	0	1	1	1
263	脳腱黄色腫症	1	1	1	7
266	家族性地中海熱	1	1	1	6
271	強直性脊椎炎	4	4	6	57

疾病 告示 番号	疾病名	南部保健所 管内			沖縄県 全体 (令和3年)
		令和元年	令和2年	令和3年	
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0	0	2
274	骨形成不全症	3	4	2	4
276	軟骨無形成症	0	0	0	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	1	2
283	後天性赤芽球癆	4	6	7	23
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0	0	1	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	0	7
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	0	2
297	アラジール症候群	0	0	0	2
298	遺伝性膝炎	0	0	0	1
299	嚢胞性線維症	0	0	0	1
300	IgG4関連疾患	3	3	2	10
301	黄斑ジストロフィー	0	0	0	2
303	アッシュヤー症候群	0	0	0	1
306	好酸球性副鼻腔炎	8	22	42	100
310	先天異常症候群	0	0	0	1
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	0	0	0	1
328	前眼部形成異常	0	0	0	1
329	無虹彩症	0	1	1	1
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0	0	0	3
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	6	7	23
	合計	3,162	3,560	3,490	11,659

※疾病番号1～110は平成27年1月1日から、111～306は平成27年7月1日から、
307～330は平成29年4月1日から、331は平成30年4月1日から、
332～333は令和元年7月1日から、334～338は令和3年11月1日から施行
※令和3年度(令和4年3月31日時点)において、沖縄県全体で受給者がいる疾病に
ついてのみ数値を計上

イ 年齢別・男女別受給者数

年齢別では、60歳以上の受給者が全体の約半数を占めている。また男女別では、全受給者のうち約6割が女性、約4割が男性となっている。

図1 年齢別受給者数（令和3年度）

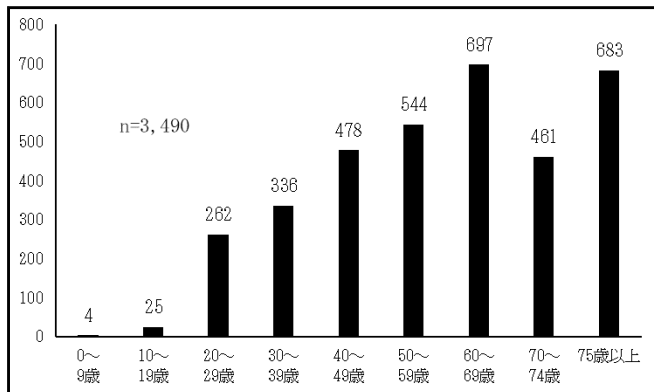
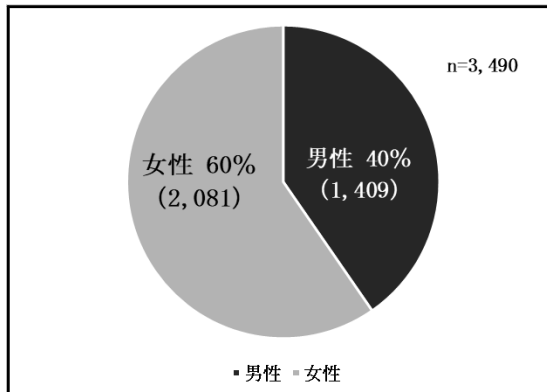


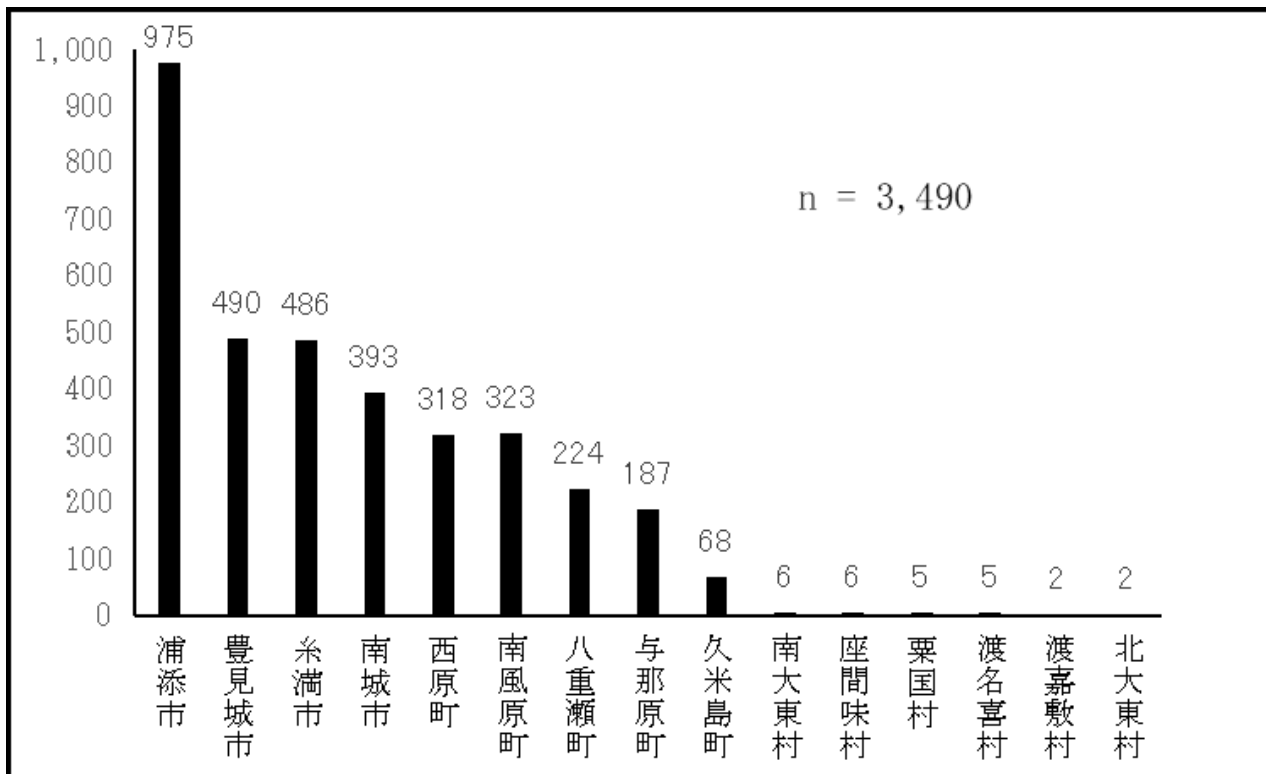
図2 性別受給者割合（令和3年度）



ウ 市町村別受給者数

管内受給者の居住市町村は浦添市が最も多く、離島においては久米島町が多い。

図3 市町村別受給者数（令和3年度）



(3) 難病医療講演会及び相談会の実施状況

難病患者及びその家族に対し、療養上の不安や悩みを軽減するために、疾病に対する理解を深め、在宅療養者のQOLの向上を図ることを目的に実施している。

※令和3年度は実施していない。(新型コロナ対応業務拡充のため)

沖縄県難病相談支援センター主催の医療相談会を申請時等に案内している。

(4) 患者家族交流会及び自主活動支援

ア 難病患者及び家族交流会

患者及び家族相互の交流や情報交換の機会を設けることにより、療養生活におけるQOL向上を図ることを目的に実施している。

※令和3年度は実施していない。(新型コロナ対応業務拡充のため)

イ 自主活動支援

自主活動支援として、新規申請や更新申請での面接の場や訪問等を通じ、患者会の紹介、各患者会の企画する総会や講演会等の案内を行っている。また、沖縄県難病相談・支援センターアンビシャスの会報誌を通じて、患者会情報を得られるようアンビシャスの紹介等も行っている。

【県内の主な患者会】

日本ALS協会沖縄県支部、パーキンソン病友の会、もやの会(もやもや病)、クローン病・潰瘍性大腸炎友の会、膠原病友の会、多発性硬化症(MS)友の会、強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎患者会(ゆんたく会)、筋無力症友の会沖縄支部、日本網膜色素変性症協会(JRPS)沖縄県支部、OPLL(後縦・黄色靭帯骨化症)友の会、脊髄小脳変性症・多系統萎縮症友の会、沖縄サルコイドーシス友の会、ギランバレー症候群交流会等

(5) 訪問相談事業

保健師が在宅の重症難病患者、家族の生活の実態を把握し、訪問により療養や介護に関する相談指導を行う。また、必要な医療・保健・福祉サービス等の情報提供を実施している。

対象疾病は筋萎縮性側索硬化症を含む神経難病を中心に訪問等の支援を実施。

支援内容としては、人工呼吸器装着や胃瘻造設等医療依存度の高い患者及び家族の疾患の受け止めや家族の介護負担状況、また在宅療養に不可欠である福祉・介護保険等のサービスの利用状況等を確認し、関係機関と連携しながら患者及び家族が安心して療養生活を送ることができるよう支援している。なお令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症流行の影響により訪問件数は

表2 家庭訪問状況

年度	種別		その他		合計	
	実	延	実	延	実	延
平成29年度	59	188	0	0	59	188
平成30年度	52	189	0	0	52	189
令和元年度	41	89	0	0	41	89
令和2年度	17	27	0	0	17	27
令和3年度	12	17	0	0	12	17

減少している。

(6) 訪問診療事業

在宅難病患者に対して、専門医、理学療法士、保健師等による訪問を行い、日常生活の相談や情報提供、介護方法等の相談を行い、在宅難病療養者・家族の身体的、精神的負担の軽減及び生活の質の向上を図る目的で実施している。

※令和3年度は実施していない。(新型コロナ対応業務拡充のため)

(7) 在宅難病療養者支援関係者研修会及び事例検討会

難病療養者やその家族に保健医療サービス、福祉サービスを提供する支援者に対し、難病に関する知識の普及や資質の向上を図るため研修会を実施している。

※令和3年度は実施していない。(新型コロナ対応業務拡充のため)

(8) 在宅難病療養者地域支援関係者連絡会議等

地域における在宅難病療養者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っている。

※令和3年度は実施していない。(新型コロナ対応業務拡充のため)

(9) 特定疾患治療研究事業

難病法施行前の特定疾患治療研究事業の対象疾患のうち、指定難病以外の4疾患(スモン、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)、劇症肝炎(※)、重症急性膵炎(※))については引き続き医療費助成事業を実施している。令和2年度の管内受給者は0名である。

(※平成26年12月31日から引き続き認定を受けているものに限る。)

(10) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の医療費自己負担分を、公費で負担する事業である。患者の医療費負担軽減を図り、精神的・身体的不安を軽減することを目的とする。平成元年から平成11年までは申請窓口は本庁であったが、平成12年2月から各保健所が窓口となり、当事業の円滑な適正医療の推進を図っている。

表3 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の年次推移

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付件数	21	19	20	19	20

3 原爆被爆者対策事業

沖縄県は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並びに諸手当支給を行っている。

各保健所においては、健康診断等に関する事業の実施や健康相談等を通して、被爆者の健康管理に努めている。

令和3年3月末現在、県内には85人の被爆者が在住しており、そのうち南部保健所管内には全被爆者の約22%にあたる16人が在住している。

(1) 事業内容

ア 健康診断に関する業務

※委託医療機関（南部医療センター・こども医療センター、浦添協同クリニック）において実施。

- (ア) 前期健康診断
- (イ) 後期健康診断
- (ウ) 希望による健康診断
- (エ) 二世健康診断

(2) 被爆者健康診断の状況

前期及び後期健康診断実施時に、希望者に対して健康相談を実施するほか随時相談を受けている。また、健康診断未受診者に対しては受診勧奨し、必要に応じて訪問指導を実施している。

令和3年度の健康診断受診対象者は17人で、前期健康診断、後期健康診断、希望による健康診断のいずれか受診したものは延べ7人である。

表1 管内被爆者健康診断受診状況（令和3年度）

	受診者数	がん検診受診者数	がん検診内訳（延人数）					
			胃	肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫
前期健康診断	2	2	-	1	-	1	1	1
後期健康診断	4	1	1	-	-	-	-	1
希望による健康診断	1	-	-	-	-	-	-	1
二世健康診断	4							

4 特定町村支援

(1) 事業の背景

平成9年地域保健法の施行により、地域保健における保健所と市町村の役割が明確化され、住民に身近な保健サービスは市町村の責務となった。市町村は地域住民の健康保持増進を図るため、保健師等の専門職種を自らの責任で採用することとなった。それに伴い、沖縄県は昭和26年以来の保健婦駐在制度を廃止した。

過渡的措置として人材確保が困難な保健師未設置離島等小規模町村に対しては、保健所が業務受託支援を行った。(平成9年度から平成11年度)

平成12年度以降は地域保健法21条に基づき「沖縄県保健師等人材確保支援計画」(以下「県支援計画※」)を策定し特定町村の地域保健対策が円滑に推進されるよう、人材確保支援、資質向上支援、技術支援などの支援を行っている。

県支援計画は3年毎に計画の見直しがあり、第10次計画(平成30年度から令和3年度※新型コロナウイルス感染流行の影響により1年延長)では、人材育成支援として「離島へき地の保健師確保対策事業(沖縄県看護協会委託)」において、退職保健師(コーディネーター)による現任教育支援が追加された。(北部保健所1人、南部保健所2人)

南部保健所の管内離島7町村は特定町村支援の対象である。

特定町村から支援の申出を受け、支援計画作成のため特定町村に出向き、特定町村・保健所・看護協会コーディネーター三者の役割確認や支援内容を調整している。

また毎月1回、現場で指導を担当する看護協会コーディネーターと保健所で調整会議を行い、情報共有及び支援の方向性を確認している。

保健所は主に新任保健師の現任教育、地域保健活動の評価支援、会議・研修等を行っている。

※「県支援計画」について、第10次計画から名称を「沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画」に改めた。

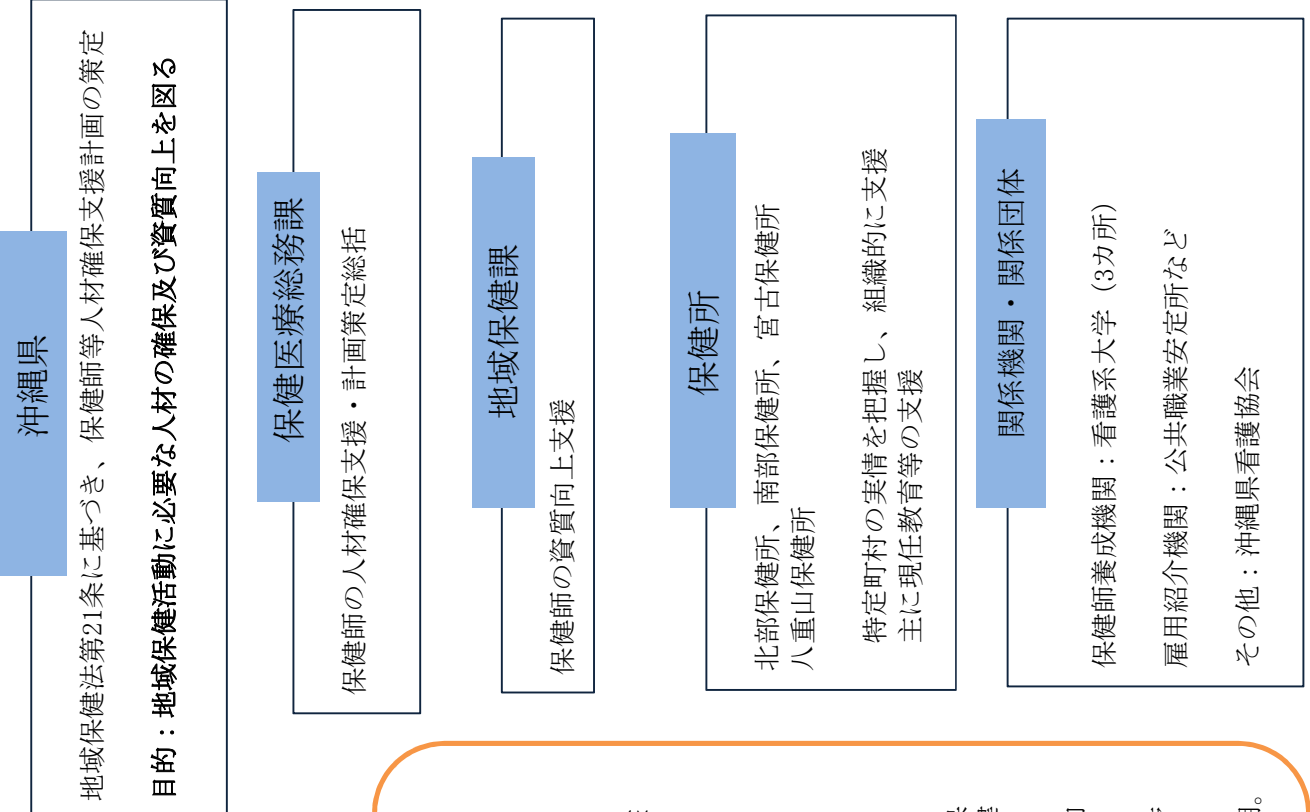
(2) 保健所の支援体制

保健所は、県支援計画(第10次)に基づき、地域保健班に特定町村支援担当保健師を配置し、管内離島町村・看護協会と調整しながら、特定町村支援を行っている。

保健所内の精神保健班や健康推進班などの他班からの支援については、特定町村支援所内調整会を開催し、支援状況の共有を図っている。また、特定町村支援担当保健師や看護協会コーディネーターが把握した保健事業の課題については、関連する班との調整会議を随時開催し、具体的な特定町村支援につないでいる。

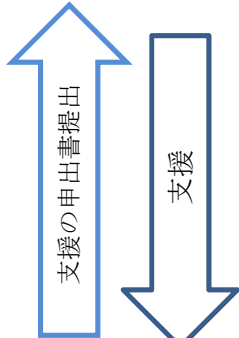
(3) 「沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画」 第10次の概要

計画期間：平成30年度～平成32年度（令和2年度）※
 ※新型コロナウイルス感染症流行により計画期間が令和3年度まで延長となっている。



特定町村

下記の条件であてはまる町村
 ①離島町村
 ②人口1万人未満で、かつ地理的条件等により町村の自助努力では保健師等の人材確保、資質向上が困難であり、県への申出のある町村とする。



事業

- 1. 保健師不在町村への重点支援**
 保健所は、保健師が不在の期間における保健事業等（保健・福祉・介護事業）が停滞しないように町村や関係機関と調整を行い保健事業等が推進できるように支援を行う。
- 2. 離島へき地の保健師確保対策事業**
 ア. 退職保健師・潜在保健師の人材登録を行い、町村の求人に対してマッチングを行う。
 イ. 特定町村の新任保健師を対象に、退職保健師等が特定町村及び保健所と調整を図り、新任保健師の現任教育の支援を行う。
 ウ. 特定町村が行う地域保健活動について、退職保健師等が特定町村及び保健所と調整を図り、町村の状況に応じた支援を行う。
 ※平成30年度から当事業を看護協会へ委託。北部保健所と南部保健所内にコーディネーターを配置
- 3. 新任保健師の現任教育**
 保健所は特定町村新任保健師現任教育実施要領に基づき、特定町村の新任保健師の現任教育を1年間実施する。
- 4. 会議・研修等**
 保健所は、必要に応じ会議や研修会を開催して特定町村の地域保健対策が円滑に実施できるよう支援する。
- 5. 地域保健活動の評価支援**
 保健所は、町村が行う地域保健活動について、その目的や目標をはじめとした保健事業の進め方をPDCAサイクルに基づき具体的に確認し、町村において地域保健活動の評価ができるように支援する。
- 6. 離島の保健師募集に係る広報・離島の保健活動紹介**
 県のホームページにおいて町村の保健師募集の記事を掲載する。また、県が県内の看護系大学において離島の保健活動の紹介を行う。
- 7. 地域保健関係専門職の人材活用支援**
 町村が保健事業、介護予防事業等の推進を図るために必要な保健関係専門職（管理栄養士等）を活用できるよう保健所は、職能団体と調整し、窓口紹介を行う。
- 8. 看護師等修学資金貸与事業を活用した特定町村保健師確保事業**
 県内特定町村の保健師確保に取り組みため、県看護師等修学資金貸与制度を運用。

沖縄県

地域保健法第21条に基づき、保健師等人材確保支援計画の策定
目的：地域保健活動に必要な人材の確保及び資質向上を図る

保健医療総務課

保健師の人材確保支援・計画策定総括

地域保健課

保健師の資質向上支援

保健所

北部保健所、南部保健所、宮古保健所
 八重山保健所
 特定町村の実情を把握し、組織的に支援主に現任教育等の支援

関係機関・関係団体

保健師養成機関：看護系大学（3カ所）
 雇用紹介機関：公共職業安定所など
 その他：沖縄県看護協会

(4) 令和3年度特定町村支援実施状況

ア 支援実績

支援体制の充実		○支援窓口：地域保健班に特定町村支援担当保健師を1名配置(兼任) 特定町村・看護協会・所内関係班との調整を行う
		○看護協会コーディネーターとの特定町村支援調整会議（年7回開催）
		○特定町村支援調整会：年1回（令和3年7月8日） 参加者：特定町村支援担当保健師、地域保健班長、保健健康総括 精神保健班長、健康推進班長 支援体制の確認や特定町村支援方針の共有を行う。
		○所内の他班との調整会議 特定町村の健康課題について所内の関係班との調整会議を随時開催。
		○各事業班による支援 1) 母子保健事業、個別支援について 座間味村乳幼児健診・事後フォロー振り返り 渡嘉敷村支援困難事例について事例検討 粟国村療育支援者連絡会 2) 精神保健福祉事業について（巡回相談・個別支援・関係者会議等） 北大東村支援困難事例について事例検討 3) 健康増進事業について 4) 歯科保健について 5) 予防接種及び感染症対策について 6) その他
資質向上支援	会議・研修等	予定していた以下の会議・研修については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 (会議) ・管内母子保健担当者会議 ・管内特定町村保健事業主管課長会議 ・管内市町村・産科医療機関連携会議 (研修会) ・受動喫煙防止対策研修会 ・健康づくりボランティア研修会 ・特定町村新任保健師研修会 事例検討会 ・妊産婦メンタルヘルス研修会
	新任保健師現任教育	○保健所の新任期現任教育支援 (座間味村1回) 個別支援（事例検討、台帳管理、支援記録等） ○看護協会コーディネーターによる支援19回 (北大東村6回、座間味村8回、渡嘉敷村5回) ○保健事業報告会及び意見交換会1回（令和4年3月25日ZOOMにて実施） 座間味村、北大東村、粟国村